

第十二号議案

江戸川区介護保険条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

平成三十一年二月十九日

提出者

江戸川区長

多

田

正

見

江戸川区介護保険条例の一部を改正する条例

江戸川区介護保険条例（平成十二年三月江戸川区条例第十九号）の一部を次のように改正する。

第四条第二項中「所得の少ない」を「前項第一号に掲げる」に、「前項第一号に該当する者の平成三十年から平成三十二年までの各年度」を「平成三十一年度及び平成三十二年」に、「二万九千六百六十円」を「二万四千三百円」に改め、同条に次の二項を加える。

3 前項の規定は、第一項第二号に掲げる第一号被保険者についての保険料の減額賦課に係る平成三十一年度及び平成三十二年における保険料率について準用する。この場合において、前項中「二万四千三百円」とあるのは、「四万五百円」と読み替えるものとする。

4 第二項の規定は、第一項第三号に掲げる第一号被保険者についての保険料の減額賦課に係る平成三十一年度及び平成三十二年における保険料率について準用する。この場合において、第二項中「二万四千三百円」とあるのは、「四万六千九百八十円」と読み替えるものとする。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、江戸川区規則で定める日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の第四条の規定は、平成三十一年度分の保険料率から適用し、平成三十年度以前の年度分の保険料率については、なお従前の例による。

(説明)

平成三十一年十月に予定されている消費税率の引上げに合わせて、第一号被保険者の保険料の軽減を強化するため、当該軽減対象者の保険料率を変更する必要があるので、本案を提出いたします。